介護施設開設準備経費助成事業実施要綱

第１ 目的

本要綱は、介護施設開設準備経費助成事業の実施に関する基本的事項について定め

るものとする。

第２ 介護施設開設準備経費助成事業の実施

（１）介護施設開設準備経費助成事業

介護施設開設準備経費助成事業とは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第４条第１項の規定により県が作成した計画（以下「県計画」という。）の範囲内で、県が設置した地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を財源の一部又は全部として実施される別記に定める事業をいう。

（２）介護施設開設準備経費助成事業の実施主体

介護施設開設準備経費助成事業の実施主体は、事業者、市町及び県とする。

また、県は、外部の団体等へ事業の一部を委託することができるものとする。

（３）介護施設開設準備経費助成事業の対象除外

診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは介護施設開設準備経費助成事業の対象としないものとする。

第３ 介護施設開設準備経費助成事業を実施する場合の条件

　　介護施設開設準備経費助成事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

なお、県が基金を財源の全部又は一部として介護施設開設準備経費助成事業を実施する場合は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領　第４（１）の条件により実施するものとする。

（１）県が補助する介護施設開設準備経費助成事業の場合

県が、事業者が実施する事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して、基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）に対し次の条件が付されるものとする（ただし、（２）に定める場合は除く。）

①　県補助対象事業者が県補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

②　県補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

③　県補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

④　県補助対象事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア　県補助対象事業者が地方公共団体の場合

県補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、県補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ　県補助対象事業者が地方公共団体以外の場合

県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

⑤　県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並び

に県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50 万円以上（県補

助対象事業者が地方公共団体以外の者の場合は30 万円以上）の機械、器具及び

その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年

数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

⑥　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑦　県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

⑧　県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

⑨　事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

⑩　交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に納付しなければならない。

⑪　県補助対象事業を行う者が①から⑩までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（２）市町が補助する介護施設開設準備経費助成事業の場合

県が、市町が事業者の実施する事業（以下「市町補助対象事業」という。）に補助する事業（以下「市町補助事業」という。）に対して、基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町に対し次の条件が付されるものとする。

1. 市町補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
2. 市町補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
3. 市町補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（市町補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
4. 市町が、市町補助対象事業に対して、県からの補助金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町は市町補助対象事業を実施する事業者（以下「市町補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

ア　市町補助対象事業者が市町補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

イ　市町補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。

ウ　市町補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市町長の承認を受けな

ければならない。

エ　市町補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（市町補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

オ　市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ　市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。

キ　市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク　市町補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市町長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町に納付しなければならない。

コ　交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町に納付しなければならない。

サ　市町補助対象事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町に納付させることがある。

⑤　④により付した条件に基づき、市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

⑥　④のカにより市町補助対象事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑦　④のケにより事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

⑧　④のコにより市町補助対象事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑨　④のサにより市町補助対象事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

第４ 介護施設開設準備経費助成事業の実績報告等

（１）事業者から知事への報告

第３の（１）により事業者が事業を実施した場合については、事業者は、毎年度、事業の実績報告を知事が定める様式により、知事に提出しなければならない。

また、第３の（２）により市町長が事業者へ補助を実施した場合については、市町長は、毎年度、事業の実績報告を県が定める様式により、知事に提出しなければならない。

（２）補助金の経理

事業の実績報告をする際には、県からの補助金の交付年度毎に経理を区分しなければならない。

第５ その他

（１）市町は、介護施設開設準備経費助成事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の実施要綱及び交付要綱を定め、実施するものとする。

（２）市町は、事業者に介護施設開設準備経費助成事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、関係機関との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱うものとする。

附則

この要綱は平成２７年６月９日から施行し、平成２７年４月１日より適用する。

附則

この要綱は平成２８年４月２６日から施行し、平成２８年４月１日より適用する。

附則

この要綱は平成２８年７月２１日から施行し、平成２８年４月１日より適用する。

附則

この要綱は平成３０年７月１０日から施行し、平成３０年４月１日より適用する。

附則

この要綱は令和元年５月７日から施行し、平成３１年４月１日より適用する。

附則

この要綱は令和２年６月１９日から施行し、令和２年４月１日より適用する。

附則

この要綱は令和４年７月２９日から施行し、令和４年４月１日より適用する。

附則

この要綱は令和５年８月８日から施行し、令和５年４月１日より適用する。

別記

介護施設開設準備経費助成事業

１ 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス

（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１４項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

２ 対象事業

（１）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア　介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整

備等を支援するため、

・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、

・また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）

・さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

イ　介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援

介護施設等において、（１）イ（イ）の表中（１）又は（２）に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、平成26年９月12日医政発0912第５号・老発0912第１号・保発0912第２号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の地域医療介護総合確保基金管理運営要領　別記２の介護従事者の確保に関する事業（32）ロの介護ロボット導入支援事業及びハのＩＣＴ導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和３年３月４日老高発0304 第１号・老認発0304 第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施の一部改正について」の別紙１・別紙２を準用する。

ウ　介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事　　業

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的とする。

実施主体は、市町村とする。市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。

（ア）介護予防拠点（（１）アの助成を受けているかは問わない。）における、

・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）

・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

を支援する事業を対象とする。

（イ）体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。

（ウ）本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、１か所につき１回限りとする。

（２）定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、

用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

３ 補助額の算定方法

（１）算定方法

別表の（１）の第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める配分基礎単価に第３欄に定める単位の数を乗じて得た額と第４欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表の（２）の第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める配分基準により算定した額と第４欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第３欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（２）財政上の特別措置

次表の第１欄に定める区分につき、第２欄に定める対象施設が県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、３の（１）により算定した額に第３欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 区 分 | ２ 対象施設の種類 | ３ 加算額 |
| 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和  ４６年法律第７０号）第２条に規定する公害防止対策事業として行う場合 | ・特別養護老人ホーム  ・ケアハウス | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．１０を乗じて得た額 |
| 沖縄振興特別措置法（平成１４年法律  第１４号）第４条に規定する沖縄振興計  画に基づく事業として行う場合 | ・特別養護老人ホーム | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．５０を乗じて得た額 |
| 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和５５年法律第６３号）第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合） | ・特別養護老人ホーム | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．３０を乗じて得た額 |
| 地震防災対策特別措置法（平成７年法  律第１１１号）第２条に規定する地震防  災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合） | ・特別養護老人ホーム | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．３０を乗じ  て得た額 |
| 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成２５年法律第８７号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む） | ・小規模多機能型居宅介護事業所  ・特別養護老人ホーム  ・ケアハウス  ・認知症高齢者グループホーム  ・認知症対応型デイサービスセンター  ・看護小規模多機能型居宅介護事業所  ・介護老人保健施設  ・介護医療院 | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．３２を乗じ  て得た額 |

（３）離島等による特例

離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）若しくは沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）に基づく離島等に所在する場合は、（１）及び（２）により算定された当該額に０．０８を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

４ その他

介護施設開設準備経費助成事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の

推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島地域等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保

　できるもの。

エ 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行う

もの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。